

報告第7号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成19年6月7日提出

天理市長 南 佳 策

専決第8号

専 決 処 分 書

平成19年4月2日午前9時5分頃天理市丹波市町426番地先の国道25号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成19年5月24日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 450,058円